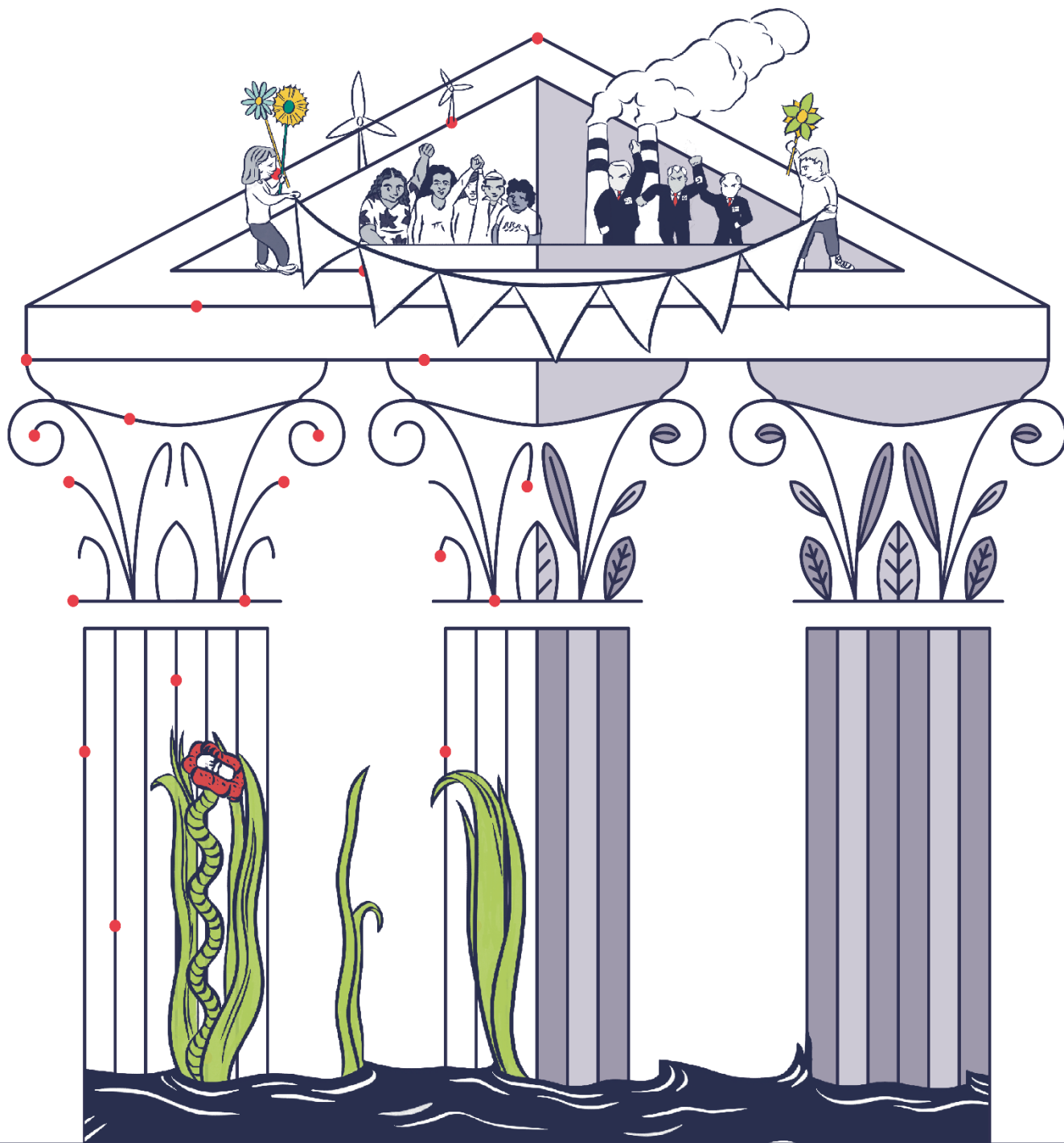


気候変動訴訟の世界動向： 2025 年概況

ジョアナ・セッツァー&キャサリン・ハイアム



グランサム気候変動・環境研究所 (Grantham Research Institute of Climate Change and the Environment) は 2008 年、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンス (LSE) に設置された。経済学だけでなく、金融、地理学、環境、国際開発、政治経済学の各分野における国際的な専門家を結集し、気候変動・環境分野で世界トップレベルの政策研究・教育・訓練センターとなっている。同研究所は、インペリアル・カレッジ・オブ・ロンドンのグランサム研究所 (Grantham Institute – Climate Change and the Environment) にも資金提供しているグランサム環境保護財団の資金によって運営されている。

www.lse.ac.uk/granthaminstitute

執筆者について

ジョアナ・セッツァーは、グランサム気候変動・環境研究所の準教授職リサーチフェローである。

キャサリン・ハイアムは、グランサム気候変動・環境研究所のシニアポリシーフェローで、クライメート・チェンジ・ロー・オブ・ザ・ワールド・プロジェクト (世界の気候変動法データベース構築プロジェクト) のコーディネーターを務めている。

謝辞

マリア・アントニア・ティグレイ博士、マーガレット・バリー、サビン気候変動法センター (SCCCL) の査読者ネットワークの不断の努力なしに、本報告書は完成を見なかっただろう。彼らは、急展開しつつある世界の気候訴訟状況を引き続き追跡している。

両執筆者は、データや本報告書に関する数々の任務を管理するうえで貴重なサポート役を担ってくれたエミリー・ブレイディーンと、本報告書を完成させるために想定を超える仕事をしてくれたティファニー・チャンに特に感謝する。さらに、研究補佐役として卓越した働きをしてくれたオーエン・ジャクソンとメレディス・ウォーレンにも感謝する。また、博士課程研究における最新データを快く共有して本報告書に役立ててくれたガストン・メディチ＝コロomboとニーナ・コイスティネンにも感謝する。

両執筆者は、本報告書を査読してくれたすべての仲間 (グランサム気候変動・環境研究所のジョイ・レイエスのほか、エイプリル・ウィリアムソン、ベン・バトロス、カロライナ・デ・フィギュレイド・ガリード、ダニエル・デ・アンドラーデ・モレイラ、ダグラス・カイサー、フィリッポ・ファントツィ、ガブリエラ・ロカーティ、ハロ・バン・アセルト、ジャクリーン・ピール、ジャスパー・トイリングス、ジョー・ユデル、ルチアナ・ツェ、レベッカ・マーキー＝タウラー) に感謝する。また、中国の最近の動向に関する見識を提供してくれたディミトリ・デ・ボウアーとボウヤ・ジャンにも感謝する。

本報告書のためにオリジナルのイラストを作成してくれたガビ・ガーシュニー、そして、それぞれが関与する事例の写真の使用を快諾してくれた各組織にも感謝する。最後に、編集・制作管理を担ってくれたジョージナ・キリアコウと報告書のデザインをお願いしたデジトロニクス社にも感謝する。

ジョアナ・セッツァーとキャサリン・ハイアムは、本報告書の作成のために、グランサム環境保護財団およびクアドラチャー気候基金 (QCF) から資金援助を得たことを言明する。

両執筆者は、上記財団・基金以外に、本報告書に影響を及ぼしたと思われる関係組織および活動はないことを言明する。本報告書に示した見解は両執筆者のものであり、必ずしも受け入れ研究機関や資金提供財団・基金の見解を示すものではない。誤りや不備は両執筆者の責任である。

本報告書は、2025 年 6 月にグランサム気候変動・環境研究所から発表された。

Text and report design © The authors, 2025. Illustrations © Gabi Gershuny, 2025.

Licensed under [CC BY-NC 4.0](https://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/). Commercial permission requests should be directed to gri@lse.ac.uk.

Suggested citation: Setzer J and Higham C (2025) *Global Trends in Climate Change Litigation: 2025 Snapshot*. London: Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment, London School of Economics and Political Science.

邦訳：一原雅子（京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・環境と法ユニット特定助教）

重要なポイント

- 2024 年には、少なくとも 226 件の気候訴訟が新たに提起され、これまでに世界 60 カ国近くで合わせて 2967 件の訴訟が起こされたことになる。2024 年に提起された訴訟の 80% 超はいわゆる戦略的訴訟と考えられる。
- 訴訟件数は引き続き増加傾向にあるが、2024 年は伸び率が全体的に鈍化した。ただし、米国については、これまでも前年比増加数が最も多かったが、今回も引き続き高い伸び率を維持しているようだ。2024 年は、米国で新たに 164 件の訴訟が提起された。
- 世界的に政治的逆風が気候訴訟状況を変えつつあるが、米国は特に顕著である。2024 年に提起された 226 件の訴訟のうち、60 件は気候目標とは整合しない訴えだった。こうした訴訟の多くは、気候変動対策に係る政策を追求する政府の権限や、企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）アジェンダの可否を争っている。
- グローバルサウスにおける気候訴訟は急増段階にある。2020 年以降に提起された訴訟が全体の 60% 近くを占めている。グローバルサウス各国における訴訟を理解するには、気候変動問題が主要な争点とされていない事件をも気候訴訟と捉える広範なアプローチをとる必要がある。
- グローバルサウスでは、政府、規制当局、検察が気候訴訟の発展に重要な役割を果たしている。2024 年は、政府機関による提訴が全体の 56% を占めた。ブラジルの森林破壊がもたらす被害のような局地的な気候被害に対する補償について、政府機関が法執行措置や訴訟の活用へと手段を移行させている動向が窺える。
- 国際的な気候訴訟については、国際海洋法裁判所（ITLOS）が 2024 年 5 月、勧告的意見を発出し、海洋資源起源の温室効果ガスの排出を防止・削減・抑制する厳格な義務が国にあることが確認された。係争中の訴訟で今後発出される意見が、国際法上の気候関連義務の解釈を一変させ、新たな訴訟を誘発することになるかもしれない。
- 2015～2024 年の間に、世界で合わせて 276 件（米国 117 件、その他 159 件）の気候訴訟が最高司法機関（最高裁判所、憲法裁判所など）に持ち込まれた。そのうち 80% 超は政府を被告とするものだったが、勝訴率は企業を相手取った訴訟のほうが高いようだ。
- 気候訴訟が訴訟分野として成熟するにつれ、気候運動¹にとって画期的勝利とされる司法判断の履行に注意が向けられるようになるだろう。2024 年には、*KlimaSeniorinnen Schweiz* 判決の履行に関する動きが大きく注目された。
- 2024 年に提起された気候訴訟の約 20% は企業もしくはその取締役・役員に対するものだった。企業に対する戦略的訴訟の対象は拡大し続けており、ファシリテイテッドエミッション²を理由に専門的なサービス事業者³を訴えたり、気候に関する虚偽情報の発出を理由に農業部門を訴えたりする新たな形態の訴訟も出てきている。
- *Milieudefensie v. Shell* 事件や *Liuya v. RWE* 事件を含む、企業が当事者となる気候訴訟では、裁判所がどのような判断を下すかが大いに期待されていた。実際、裁判所は、企業は気候変動に対する取り組みに貢献する義務を有しており、原則として、気候関連被害に対する責任を問われ得るという判決を行った。とはいえ、これらの訴訟は、法的な証明の点で障壁に直面した。

¹（翻訳者注）原語は climate movement。気候変動の原因と影響に対処するために政府や業界に行動を起こすよう圧力をかけることに重点を置いた世界的な社会運動を指す。参考：Student Energy（<https://studentenergy.org/other/climate-movements/>）。

²（翻訳者注）金融機関が証券発行の仲介などを通して、排出量発生を支援したとみなされる温室効果ガス排出量を指す。投融資先の企業・プロジェクトが直接的に排出する「Financed Emissions（ファイナンスド・エミッション）」とは区別され、証券会社など仲介金融機関の活動が関与する排出量をいう。参考：Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF), 2023. “Facilitated Emissions”. (<https://carbonaccountingfinancials.com/files/PCAF-PartB-Facilitated-Emissions-Standard-Dec2023.pdf>)。

³（翻訳者注）Full Report 26 頁には、専門的なサービス事業者の例として、温室効果ガスの大量排出企業に関わるコンサルタント企業や法律事務所等が紹介されている。

- 2024 年は、化石燃料プロジェクトの意思決定者が下流部門（「スコープ3」）の排出量まで考慮すべきか否かという問題に対する関心が一層高まった。温室効果ガス排出量の多いプロジェクトについては、これまで以上に、環境影響評価を通じたより厳格な調査を強く求める司法判断が下されるようになるかもしれない。
- 気候訴訟がもたらす広範な影響が徐々に明らかになり、裏付けとなる記録も整いつつある。これには、気候に関するガバナンス、法律、財務意思決定への影響も含まれる。

要約

本報告書は、2024 年における世界の気候変動訴訟の主な動向と変化を報告するものである。合わせて、2025 年 5 月までに見られた重要な新たな展開についても取り上げる。提訴件数、提訴主体、提訴の場所に関する数値分析のほか、提起された訴訟の種類の傾向や論点に関する定性評価の結果も含んでいる。以下に、重要な分析・評価結果と分析ポイントの要約を示す。

気候訴訟は成熟化・複雑化の段階に突入した

気候訴訟は、分野としての進化と成熟を続けており、これは世界的な現象であり続けている。これまでに 60 カ国近い国々で気候訴訟が把握されており、2024 年はコスタリカが新たに加わった。

私たちが用いたデータセットでは、1986～2024 年の間に提起された訴訟件数は 2024 年末までに世界全体で 2967 件（米国 1899 件、その他 1068 件）に達した。データは主にサビン気候変動法センター（SCCCL）の [Climate Litigation Databases](#)（米国とそれ以外の国）からの引用である。この 10 年間、パリ協定の国内実施を進めるうえで、訴訟が次第に重要な役割を果たすようになった。提訴件数は、2015 年の約 120 件から 2021 年の 300 件超へと急増した。2024 年の提訴件数は 230 件弱で、少なくとも米国以外では増加率が安定化したようだ（米国データベースは 164 件、グローバルデータベースは 62 件の訴訟を記録）。提訴の対前年増加数は、引き続き米国が最も多く、オーストラリア、英国、ブラジルが続いている。

気候訴訟は、法理論、当事者、戦略的アプローチのいずれの面においても多様化し続けている。私たちがいわゆる戦略的訴訟に分類する訴訟については、これまでどおり件数の変動が比較的小さく、2024 年は 187 件だった。戦略的訴訟においては、原告（提訴者）は訴訟に勝つだけでなく、世論に影響を及ぼすことや、標的とする行動主体の気候変動に関する行動を変えることも目指している。気候変動問題を主要な論点としない訴訟（特定地域の環境をめぐる紛争や特定業種を対象とする訴訟など）も増えているようだが、既存のデータベースではこれらの訴訟を包括的に把握できていない。気候訴訟の複雑性を理解するには、こうした訴訟をより綿密に観察し、調査していく必要がある。

グローバルサウスにおける気候訴訟は急増段階にある

気候訴訟はグローバルサウス各国で明らかに急増しており、ブラジル、南アフリカ共和国、インドといった排出量の多い新興国では特に顕著である。憲法上の権利や環境権に絡んだものを中心に、明確な訴訟パターンが見え始めている。グローバルサウス各国では、2024 年末までに 260 件を超える気候訴訟が記録されているが、これは世界全体で把握されている訴訟件数の約 9%に相当する。特筆すべきは、これらの訴訟の 60%近くが 2020～2024 年の間に提起されたということである。近年、中国でも重要な動きが見られた。[Climate Litigation Databases](#) ではまだ把握できていないが、炭素市場規制、エネルギー転換に関する契約、炭素吸収源の保護に関する訴訟が 500 件超も裁判所に持ち込まれている。世界的に、新たに提起される気候訴訟のうち、主要なものについては非政府組織（NGO）、個人、もしくは両者共同によるものであるが、グローバルサウスにおける訴訟では、政府機関、規制当局、検察当局も非常に重要な役割を果たしている。グローバルサウスでは 2024 年に提起された訴訟の 56%が政府機関によるものだったが、グローバルノースではわずか 5%だった。

国際法をめぐる動きが気候関連義務を強化している

主要な国際裁判所における4つの勧告手続きが、気候変動に関する国家の法的義務の明確化に向けた取り組みを推し進めている。国際海洋法裁判所（ITLOS）は2024年5月、国家には温室効果ガスによる海洋汚染を減らす義務があると認定した。この判断は、すでに少なくとも1件の国内訴訟で引用されている。米州人権裁判所（IACHR）と国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見も、2025年末までに発出されると予想されている。2025年5月には、気候変動という状況下における人権に対するアフリカ各国の義務についての勧告的意見を求めて、複数の市民団体が気候に関する初めての申請書をアフリカ人権裁判所（AfCHPR）に提出した。

政治の変化によって訴訟状況が一変している

2025年1月に米国でトランプ・バンス政権が発足して以来、気候関連政策を巻き戻す行政措置に対して異議を唱える訴訟の波が起こっている。しかしながら、連邦政府も、州主導の気候関連措置に対して徐々に攻撃的な姿勢をとるようになっており、気候目標と整合しない訴えを行う訴訟を提起し始めた。州レベルの法律と市場の力が気候行動⁴を促し続けるかもしれないが、その場合、再生可能エネルギーのためのインフラを認めない連邦政府の判断や気候関連投資に対する連邦政府の妨害に異議を唱えるなど、新たな訴訟の動きが出てくる可能性がある。

欧州では、規制の不確実性も高まっている。EUのオムニバス法案パッケージは、持続可能性に関する規則を大きく変えようとするものである。例えば、企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）第22条⁵は、パリ協定に整合する移行計画の実施を企業に義務付けているが、オムニバス法案パッケージはこれを緩和しようとしている。

最高司法機関が気候ガバナンスの形成に重要な役割

気候関連義務の解釈について最高裁判所や憲法裁判所の判断が求められる場面が増えている。2015年から2024年末までに、世界で合わせて276件（米国117件、その他159件）の訴訟が最高司法機関に持ち込まれた。最高司法機関に持ち込まれる件数が最も多いのは米国であるが、これは訴訟の数そのものの多さと、連邦・州の司法裁判制度の仕組みによるものだ。米国以外で最高司法機関に持ち込まれる訴訟件数が比較的多い国では、環境に関する憲法上の権利や基本的権利が認められていたり、最高司法機関に直接提訴できたり、強力な公益訴訟の仕組みが整備されていたりする場合が多い。何らかの判断が示された250件の訴訟のうち、気候行動の強化につながる判断がほぼ50%を占め、妨げとなる判断は40%、中立的な判断は10%強だった。

これらの判例は、責任と執行をめぐる複雑な法律上の問題への司法の関与が増えていることを示している。権利に基づく申し立ては、中南米と南アジアで勝訴率が比較的高く、いくつか画期的な勝

⁴（翻訳者注）原文は climate action。持続可能な開発目標（SDGs）第13目標（Tackling Climate Change）に関する行動を指す。参考：Sustainable Development Goals: Climate Action (<https://www.un.org/sustainabledevelopment/climate-action/>)。

⁵（翻訳者注）第22条 気候変動対策

1. 加盟国は、第2条(1)項(a)、(b)及び(c)並びに第2条(2)項(a)、(b)及び(c)に規定する企業が、気候変動緩和のための移行計画を策定し実施することを確保しなければならない。当該計画は、最善の努力を通じて、当該企業の事業モデル及び戦略が、パリ協定に沿った地球温暖化を1.5℃に抑える目標及び規則(EU)2021/1119で定められた気候中立達成目標（中間目標及び2050年気候中立目標を含む）に沿った持続可能な経済への移行と整合することを確保すること。また、該当する場合、当該企業の石炭・石油・ガス関連事業への関与を明らかにすること。

第一項で言及される気候変動緩和のための移行計画の設計には、以下を含めるものとする：

(a) 決定的な科学的証拠に基づき、2030年および2050年までの5年ごとの段階的な気候変動関連目標、ならびに適切な場合には、各主要カテゴリーにおけるスコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出量に対する絶対的な排出削減目標；
(b) (a)項で言及された目標達成に向け特定された脱炭素化の手段及び計画された主要施策の説明。これには、適切であれば、企業の製品・サービスポートフォリオの変更及び新技術の採用を含む。
(c) 気候変動緩和のための移行計画の実施を支援する投資及び資金調達に関する説明及び定量化。
(d) 気候変動緩和のための移行計画に関する、管理、経営及び監督機関の役割の説明。

2. 2013/34/EU指令第19a条、第29a条又は第40a条（該当する場合）に基づき気候変動緩和のための移行計画を報告する会社は、本条第1項に規定する気候変動緩和のための移行計画を策定する義務を遵守したものとみなされる。

親会社が欧州連合指令2013/34/EU第29a条または第40a条（該当する場合）に基づき報告した気候変動緩和移行計画に含まれる会社は、本条第1項に規定する気候変動緩和移行計画の策定義務を履行したものとみなされる。

3. 加盟国は、第1項に規定する気候変動緩和のための移行計画が12か月ごとに更新され、かつ、当該企業が第1項第2項(a)に規定する目標の達成に向けて進捗状況の説明を含むことを確保しなければならない。

利も収めている。対照的に、欧州や北米はより慎重で、実質的審理が行われないことも多かった。例えば 2022 年は、ドイツの地方政府に対して気候政策の強化を求めて提起された 11 件の気候訴訟について、憲法裁判所はいずれも本案審理に入らずに訴えを退けた。とはいえ、権利に基づく申し立ては世界各地で勝利を収めてきた。例として、米国では、州レベルで争われた *Held v. Montana* や *Navahine F. v. Hawai'i Department of Transportation* 事件がある。

企業はより厳しい監視下におかれている

世界全体で見ると、2024 年に提起された気候訴訟の約 20% は企業や企業の取締役・幹部に対するものだった。この数字は 2023 年を若干下回ったものの、対象とされる業種や事柄の範囲は拡大し続けている。拡大の最前線にあるのは、酪農、食品小売り、専門的なサービス事業といった業種の企業である。酪農業に伴う排出への対応を求める訴訟は、2010～2024 年の間に少なくとも 40 件提起されている。

主要な排出当事者に気候関連被害に対する金銭的責任を負わせようとする取り組みは、引き続き、学術・法律分野におけるイノベーションをもたらす推進力となっている。「気候被害 (climate damage)」と「損失と損害 (loss and damage)」に関する訴訟を追跡する新たなデータベースは、米国の主要炭素排出企業の潜在的責任を推定する新たな研究とともに、この分野に重要な深みを与えてきた。気候に対する責任⁶に関する法律はまだ施行されていないし、賠償金の支払いも一気に進みそうにないが、投資家や金融機関は徐々に、こうした経済的リスクを無視できない重要なものと考えようになっている。

気候目標に整合的な戦略的訴訟は多様な訴訟戦略を駆使している

気候目標に整合的な戦略的訴訟にはいくつかの戦略があることがわかった。各々の戦略を用いた訴訟の数と、係争中もしくは最近結審した重要な訴訟の概要を以下に示す。

- **政府に対する枠組み (government framework) 訴訟**は、引き続き気候訴訟の重要な柱となっており、2015 年以降、120 件を超えるこの種の訴訟が提起されている。
 - 2024 年は新たに 14 件の訴訟が提起されたが、多くは過去の成功事例に学んで戦略を改良していた。
 - 韓国で画期的な判決が下され、東アジア初の政府に対する枠組み訴訟の成功例 (*Do-Hyun Kim et al. v. South Korea*) となった。一方、欧州や中南米の裁判所は引き続き履行上の課題に取り組んでいる。*KlimaSeniorinnen v. Switzerland* 事件における欧州人権裁判所の判決は、国別排出量目標と削減義務の「公正な分担 (fair share)」に関する議論を引き起こし、新たな複雑性をもたらすことになった。しかし、政府に対する枠組み訴訟における判決の履行状況は一律ではない。
- **気候考慮の統合 (integrating climate considerations) に関する訴訟**は、引き続き最も一般的な戦略的訴訟となっており、とりわけ個別の化石燃料プロジェクトを対象として提起されることが多い。
 - 2024 年は新たに 97 件の訴訟が提起された。
 - 欧州では、*Finch v. Surrey County Council* 事件における英国最高裁判所の判決や北海油田開発の承認を差し止めたノルウェー最高裁判所の判決など、大きな影響力を持つ一連の判決が下され、スコープ 3 における排出量の司法上の扱いに前進が見られた。欧州自由貿易連合裁判所 (EFTA 裁判所) が 2025 年 5 月に出した勧告的意見は、スコープ 3

⁶ (翻訳者注) 原語は climate liability. 気候変動への寄与とその結果生じた影響に対して企業が直面する潜在的な法的責任を指す。参考、Sustainability Dictionary (<https://climate.sustainability-directory.com/term/corporate-climate-liability/>).

における排出量がプロジェクトの「影響（effects）」を構成し、さらなる訴訟を引き起こす可能性があることを確認した。

- しかし、裁判所が化石燃料プロジェクトの承認の再検討や気候要因の適切な考慮を命じた場合であっても、現行の法律や政策の下でプロジェクトが進行される可能性は残されている。同様に、ある訴訟で好ましい結果が得られたとしても、他の訴訟で同じような結果が得られるとは限らない。
- **汚染者負担（polluter pays）訴訟**は、概念的にも地理的にも範囲が拡大している。
 - 2015～2024 年の間に 80 件を超える汚染者負担訴訟が提起され、うち 11 件は 2024 年に提起されたものだった。
 - 企業が世界中で排出する温室効果ガスと気候に及ぼされる特定の影響を直接関連付けることができた訴訟はまだ存在しないが、局所的な環境被害に気候損害賠償を関連付ける訴訟では重要な前進があった（ブラジルにおける 4 件の画期的な判決で、違法森林伐採行為を行った個々の主体に対し、伐採によって増えた二酸化炭素排出量に基づいて気候損害賠償の支払いが命じられた）。
 - ドイツでは、*Lliuya v. RWE* 事件でハム上級地方裁判所が 2025 年 5 月に示した判断により、企業は原則として、気候変動に寄与することで引き起こされた被害について法的責任を問われ得るという強靱な法理が確認された。
- **企業に対する枠組み（corporate framework）訴訟**は、企業のグループ全体の戦略を問題にするもので、注目を集めている。
 - 2015～2024 年の間にこの種の訴訟が 25 件近く提起されたことが記録されている。いずれも米国以外で、うち 4 件は 2024 年に提起された。
 - 法律構成の多様性は拡大しており、ドイツや日本のように不正行為を申し立ての根拠とするものからフランスのようにデューデリジェンス（適切な注意義務）を根拠とするものまでさまざまである。ただし、企業は自社の活動による気候への影響を軽減する義務を負う場合があるという司法判断が示されてはいるものの、*Milieudefensie v. Shell* 事件でオランダの控訴裁判所が下級裁判所の判決を部分的に覆したことに示されるように、裁判所は自ら厳しい排出量目標を課すことについて、これまでのところ、消極的な姿勢を崩していない。
- **適応の失敗に対する責任追及（failure-to-adapt）訴訟**は、予想し得る気候リスクを無視したことを理由に国もしくは民間の当事者を訴えるもので、発展途上ではあるが注目を集めつつある。
 - 2015～2024 年の間に 80 件の記録があり、うち 7 件は 2024 年に新たに提起されたものである。
 - 英国の *R (Friends of the Earth Ltd, Mr Kevin Jordan and Mr Doug Paulley) v. Secretary of State for Environment, Food & Rural Affairs* 事件での決定的な敗訴は、明確な法的基準を欠いたまま、気候変動適応に関する訴訟において、未だ適応の分野に明確な法的基準がない状態で頑健な論拠を持つ判決を確保することの難しさを例証するものである。気候変動緩和に関する訴訟では、カーボンバジェット⁷のように計測可能な目標を利用することが増えているが、そのような有効な基準が存在しない適応計画については、裁判所は依然として計画の当否を審理することをためらっている。

⁷（翻訳者注）地球の気温上昇を一定レベルに抑えるために、人間活動に許される温室効果ガスの累積排出量の上限。参考、全国地球温暖化防止活動推進センター（<https://www.jccca.org/cop/cop20/04-2>）。

- 2024 年は、極端な気象現象に伴う株主代表訴訟や気候変動に起因する移住に関する訴訟など、新たな類型の訴訟も出てきた。
- **移行リスク（transition risk⁹）訴訟**は、本報告書で新たに設けた類型であるが、高排出部門の枠を超えて年金基金や銀行規制といった分野にも広がりを見せている。
 - 2024 年は、韓国で提起された 1 件のみ（*Kim Min et al. v. Kim Tae-Hyun et al.* 事件）だった。この訴訟は、座礁資産リスクの適切な管理を怠ったとして、35 人の年金受給者が国民年金公団を訴えたものである。ANZ によるサンコープ銀行買収について 2024 年 2 月にオーストラリア競争審判所が下した決定 [decision by the Australian Competition Tribunal](#) も、気候関連の移行リスクが長期的なビジネスレジリエンスに重要な影響を持つことを強調することになった。
 - 移行リスクに関する訴訟は、件数としては少ないものの、気候関連リスクをめぐる法的議論が徐々に財務上の意思決定に組み込まれていく様子が見て取れる。とはいえ、一部の国の移行ペースについては、規制と政治の不確実性が生じており、2025 年は移行リスク訴訟の件数が減少するかもしれない。
- **気候ウォッシング（climate-washing⁹）訴訟**は、2024 年の提訴比率が伸び悩んだものの、企業相手の訴訟で最も一般的に用いられている戦略であることに変わりはない。
 - 2024 年は 25 件の訴訟が提起され、延べ提訴件数は 160 件を突破した。その多くは 2020 から 2024 年の間に提起されたものである。
 - 大量排出業種の企業に対する訴訟が引き続き多くなっているが、持続可能性意識の高い消費者を相手にする企業や金融機関も訴訟対象となっている。
 - 勝訴率の高さは、こうした訴訟が引き続き企業の説明責任を問う有効な手段となっていることを示しているが、「グリーンハッシング¹⁰」を増加させるリスクもある。
- **資金打ち切り（turning-off-the-taps）訴訟**は、引き続き、年金基金をはじめとする金融機関における気候変動の認知度を高めている。
 - 2024 年は 7 件の訴訟が提起され、2015～2024 年の間の提訴件数は 40 件を突破した。
 - 市民団体の間で徐々に、訴訟という手段を用いて、金融バリューチェーンを通じた全体的な脱炭素化と人権保護を進めようとする動きが出てきている。新規の重要な訴訟としては、2025 年 3 月にアムステルダム地方裁判所に提起された *Milieudefensie v. ING* 事件が挙げられる。
 - ただし、こうした訴訟の結果は地域によってばらつきがある。米国の *Dawson v. Murphy* 事件で 2024 年に下された注目すべき判決は、同国におけるこの種の訴訟の難しさを示すこととなった。州の年金基金による石油・ガス会社への投資は原告らの憲法上の権利を侵害し、基金の受託者としての保護義務に違反しているとする訴えが退けられたのである。

⁹（翻訳者注）脱炭素未来への移行に伴う不動産その他の資産評価額に対する消極的影響を指す。参考、United Nations Environment Programme, Assessing climate transition risk: methodologies and roles for financial institutions (<https://www.unepfi.org/themes/climate-change/assessing-climate-transition-risk-methodologies-and-roles-for-financial-institutions/>)。

⁹（翻訳者注）グリーンウォッシングの一形態であり、ある主体が気候目標に向けた進捗状況を誤って表現する行為。参考、Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment, 2024. “Climate-washing litigation: towards greater corporate accountability?” (<https://www.lse.ac.uk/granthaminstitute/news/climate-washing-litigation-towards-greater-corporate-accountability/>)。

¹⁰（翻訳者注）企業が環境への取り組みや気候変動対策に関する情報を意図的に公表しない、または下げる行為を指す。参考、netzeronow, “Greenhushing: Exploring the Silent Side of Sustainability” (<https://netzeronow.org/post/what-is-greenhushing>)。

すべての気候訴訟が気候目標に整合しているわけではない

気候行動に反対する気候訴訟も多様化し続けている。2024 年に新たに提起された訴訟の約 27% は、気候目標とは相反するものだった。その過半は米国で起こされたものだったが、同国では、反規制・反 ESG の立場からの訴訟の動きがますます顕著になっている。法的な戦略には、気候関連財務情報開示に関する新たな規則に異議を申し立てるものもあれば、反トラスト法や受託者義務に関する法律を根拠に、気候に関する自主的な誓約や持続可能性ラベルの違法性を訴えるものもある。少数ながら、規制解除派の押し戻しから ESG 目標に整合的な政策を守るために対抗訴訟を起こす動きも出てきた。

こうした動きと並行して、公正な移行に関する訴訟や「グリーン 対 グリーン」訴訟も増えている。これらの訴訟は、被害を受けやすい地域共同体や環境グループが公正性、手続き上の不備、あるいは生物多様性被害を理由に、気候変動に関する緩和プロジェクトや適応プロジェクトに異議を申し立てるものである。どうすれば気候目標とそれ以外の環境目標のバランスをとれるのか、正当性を確保するためにはどのような手続き上の保護が求められるのかといったことが、一層試されるようになっているのである。裁判所は、政府や企業が気候変動に「取り組んでいるか否か」だけでなく、「どのように取り組んでいるか」についても、裁定することを求められている。

気候訴訟の法廷外での影響

法廷外でも、訴訟は気候に関するガバナンス、政策立案、資金調達の方針性を左右し続けている。特に、権利に基づく訴訟は、国の法的枠組みや政策枠組みに影響を及ぼすうえで、ますます大きな役割を果たすようになっている。とはいえ、判決の履行状況は一律でなく、裁判所の命令に対して異議が申し立てられることも度々ある。

気候訴訟は立法にも影響を及ぼしている。気候変動責任に関する法律の出現は、その顕著な例である。米国では、ニューヨーク州とバーモント州で気候スーパーファンド法が採択されたが、これは、気候変動への適応や気候変動による損失や被害の補償に要する費用を化石燃料会社から回収しようとするものである。しかし、新たなトランプ・バンス政権の下、これらの法律は現在、異議を申し立てられている。カリフォルニア州で提案された類似の法案は、個人や保険会社が気候変動による損失を化石燃料会社から直接回収するために訴えを起こす私的訴権を認めようとするものだったが、2025 年 4 月、州議会上院の司法委員会で否決され、こうした法律の制定に立ちはだかる政治の障壁が浮き彫りになった。一方、フィリピンやオーストラリアなどでは、訴訟がきっかけとなって、注意義務、権利の保護、企業のデューデリジェンス（適切な注意義務）を強化する立法措置の提案につながった。

最後に、気候訴訟は、特に企業や金融機関にとって、重要な財務リスクとみなされるようになってきている。ほとんどの金融機関は、訴訟を ESG リスク枠組みに組み入れ始めたばかりの段階にあるが、規制の圧力は高まり続けている。さらに、新たな石油・ガス開発の承認など、広く注目を集めたほんの一握りの訴訟がすでに戦略的意思決定に影響を及ぼしていることを示す証拠もある。